

00226

昭和33年6月18日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第24号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県告示第二百七十六号

西伯郡西伯町大字原田中栄一ほか十六人の者から申請のあつた藤歩井手土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第二項の規定により、昭和三十三年六月十三日成立した。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

公 告

告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号の規定により、毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年六月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

期日及び場所

昭和三十三年七月十八日前十時から午後三時まで

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年六月十八日

第一項の規定により、昭和三十三年六月十三日認可した。

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条

第一項の規定により、昭和三十三年六月十三日認可し

鳥取県保健所講堂

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。ただし、農業用のみ受験する者については、

毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

2 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法。ただし、農業用のみ受験する者については、毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

3 手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭昭二十六年三月鳥取県規則第九号)に定める試験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて昭和三十三年七月十三日までに所轄保健所長に提出すること。

1 履歴書

2 戸籍抄本

3 写真(申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影し

た手札型で台紙のないもの)二葉

4 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の證明書

別記

一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤。

二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

七 テトラエチルピロホスフエイト及びこれを含有する

八 ヘキサエチルテトラホスフエイト及びこれを含有する

九 ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及び

これを含有する製剤。

十 ジメチルバラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。

十一 エテルバラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。

十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤。

十三 ジメチルエチルメタルカブトエチルチオホスフエイ・ト及びこれを含有する製剤。

十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤。

十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

十八 けい弐化水素酸塩類。

十九 銅塩類。ただし、雷銅を除く。

二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

二十二 ホルムアルデヒト含有物。ただし、ホルムアルデヒト1%以下を含有するものを除く。

二十三 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン2%以下を含有するものを除く。

二十四 硫酸及びその含有物。ただし硫酸10%以下を含有するものを除く。

二十五 プロムメチル。

二十六 二一四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし二一四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェノール一五%以下を含有する製剤を除く。

二十七 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして五%以下を含有するものを除く。

二十八 二一イソブロピル一四一メチルピリミジル一六一ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。

二十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。

三十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエンジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。

三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するもの

三十二 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。

三十三 硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十四 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十五 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着味されるものを除く。

昭和四年四月十五日第三種製物認可

発行日 火、金

発行鳥取県鳥取市東町取
印 制鳥取県鳥取市東町取
印 制鳥取県印制所